

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る「2割特例」及び「8割控除」の継続を求める意見書

令和5年10月から導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、消費税の仕入税額控除に関する新たな制度として運用されている。

しかし、制度導入後、免税事業者や小規模事業者においては、取引先からインボイス発行事業者への登録を求められ、登録しなければ取引の継続が困難になる事例や、登録による新たな納税負担及び事務負担の増加により経営への影響が生じる事例が指摘されている。

こうした影響を緩和するため、インボイス発行事業者となった小規模事業者及び免税事業者については、納税額を売上税額の2割とする「2割特例」が設けられるとともに、免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置、いわゆる「8割控除」が実施されている。

しかし、国は令和8年9月末をもって「2割特例」を終了し、新たな負担軽減措置へ移行するとともに、免税事業者からの課税仕入れに係る仕入税額控除についても、控除割合を段階的に引き下げる方針を示している。

一方で、エネルギー価格や原材料費の高騰は長期化しており、人手不足も深刻化するなど、中小企業者及び小規模事業者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。このような状況の下で、「2割特例」の終了や仕入税額控除の縮小による事業者の負担が増加することは、事業継続や雇用維持に大きな影響を及ぼしかねない。

よって国においては、物価高騰や人手不足など厳しい経営環境に置かれている小規模課税事業者及び免税事業者の事業継続と地域経済の維持・発展を図るため、「2割特例」及び「8割控除」を令和8年9月末をもって終了又は縮小することなく、継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月23日

東京都国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう